

2002年12月25日

横浜市中心図書館
館長 梅田 誠 様社団法人 日本書籍出版協会
著作・出版権委員会
委員長 上野 幹 夫

平成14年12月13日付け回答文書を受けての再申入書

冠 省

当協会から中田宏横浜市長への平成14年11月28日付けの申入書に対する回答として、市長からのご回答を期待しておりましたところ、貴職からの回答文書を平成14年12月16日に受領しました。

貴回答によりますと、貴館としては、「公立図書館という性格を踏まえ、これからも著作権法を遵守し、市民サービスの向上に努めることを基本として」今後引き続き十分に話し合っていきたいとの意向を示されております。

しかしながら、貴回答は、今後の貴館の対応方針について何ら明確にされておらず、現在の貴館における複写サービスの中止を要請した当協会からの申入書に対する回答としては、はなはだ不十分なものであるといわざるを得ません。本件解決のためには、貴館が有効な改善策を提示され、著作権法を遵守し同法第31条に基づく複写サービスの形を一日も早く整えることが必要であります。市民サービスの向上を図るべきは当然のことですが、それは法の遵守の下になされるべきであることは言を俟ちません。

申入書でも述べましたとおり、貴館が現在行っている複写サービスの方式は、過去の文化庁著作権課の行政指導や有識者の判断としても著作権法上極めて問題があり、貴館が現行複写方式を継続されるのであれば、われわれは司法判断を求めざるを得ません。

つきましては、貴館がいかなる法解釈あるいは論拠によって、著作権法第30条に基づく複写サービスを開始され、今もそれを継続しているのかについての見解をお示しください。また、本件解決に向けて今後の貴館としての具体的な提案をお持ちかどうかについて、明年1月12日までに文書にてご回答いただきたくお願い申し上げます。

もとより当協会においても、話し合いによる本件の円満な解決を望むところでありますが、本件に関する協議は平成13年2月以来、長期間に及んでおります。この協議を実りあるものにするためにも、貴館が英断を持って、われわれ出版界ならびに図書館界の大多数が要請するように複写サービスの方式を変更することを、改めて強く要請いたします。

草 々